

(平成26年11月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

近畿（大阪）厚生年金 事案 15148

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月11日から同年9月11日まで
年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」が届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間についても、A社において、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る従業員カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年8月11日にA社C事業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載のとおり、申立人の資格取得日を誤って昭和46年9月11日として届出した。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15149

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

しかし、A社発行の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票及び給与明細書を見ると、当該源泉徴収票に記されている支払金額は、当該給与明細書に記されている各月の給与支給額から通勤手当を差し引いた額の合計を上回っている上、当該源泉徴収票に記されている社会保険料等の金額は、当該給与明細書に記されている各月の社会保険料の合計額を上回っていることから、これらの差額は、申立期間に係る賞与支給額及び当該賞与に係る社会保険料控除額に当たると思われる。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと考えられるので、申立期間に係る標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A社は平成 17 年に解散しており、申立期間当時の同社の元事業主は連絡先が不明である上、同社の後継事業所であるB社からは回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る賞与について、給与等の振込口座は一つであり、それ以外に賞与を現金で受け取ったような記憶は無い旨陳述しているところ、申立人の給与振込口座の入金記録を見ると、申立期間である平成 16 年

7月において、A社からの入金、申立人から提出された同年6月分給与明細書に記載されている銀行振込額と一致する1回のみであり、このほかに同社からの入金記録は無い。

ところで、申立人は、平成16年1月から同年9月までの給与明細書に記載されている給与支給額から通勤手当を差し引いた額の合計額と、16年分源泉徴収票に記載されている「支払金額」の差額が賞与であると主張しているが、通常、源泉徴収票に記載する「支払金額」は、当年中に支給されたものであり、前述の給与振込口座の入金記録及び給与明細書の給与振込額から、申立人の15年12月分給与明細書に係る給与は16年1月15日の支給と推認できることから、当該15年12月分給与支給額を16年中の給与支給額として前述と同様の計算により得られる合計額が、16年分源泉徴収票に記載されている「支払金額」となるところ、その差額は、申立人の主張する額とは大きく異なる額となる。

また、申立人は、平成16年1月から同年9月までの給与明細書に記載されている社会保険料控除額の合計額と16年分源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」の差額が賞与から控除された社会保険料であると主張しているが、当該源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」については、前述のとおり、15年12月から16年9月までの給与明細書に記載されている社会保険料控除額の合計額であるところ、当該合計額と、16年分源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」との差額はほとんど無く、申立人の主張する額とは大きく異なる上、当該差額から申立期間当時の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の各保険料率により算出される厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、その最低額にも達しない。

このほか、申立人は、申立期間に係る賞与支払明細書を保管しておらず、申立期間において、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 18 日から同年 9 月 11 日まで
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）にアルバイトとして勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。
私は、A社において、昭和 61 年 4 月 18 日からフルタイム勤務となり、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された手帳及びC公共職業安定所の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「A社に係る申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

また、A社の社会保険事務を受託していたとする社会保険労務士事務所は、「当所が保管している申立人に係る被保険者台帳を見ると、A社における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 61 年 9 月 11 日である。また、申立期間当時、同社における厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は、双方とも、同日を届出していた。」と回答しているところ、申立人に係る雇用保険の記録によると、同社における資格取得日は昭和 61 年 9 月 11 日であり、当該雇用保険及び厚生年金保険のそれぞれの資格取得日に係る記録と当該社会保険労務士事務所の回答内容は一致している。

さらに、A社において、申立人が自身と同じ昭和 61 年 4 月にフルタイム勤務になったとする同僚 4 人について、オンライン記録によると、このうち 2 人

については、同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらず、ほかの2人については、同社における資格取得日が申立人と同日又は同日より後の日となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（奈良）厚生年金 事案 15151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から29年2月15日まで

亡夫の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

亡夫は、A社B支店に勤務していた父に、中学校を卒業と同時に、同社に入社させられ、約3年間勤務したと生前に話していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和27年夏以降の期間において、A社B支店のC事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料が現存しておらず、申立人の在職期間、厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和29年2月15日に被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、このうち、同社のC事業所に勤務したとする元従業員二人のうち一人は、「私は、昭和25年5月頃にA社B支店に臨時雇用され、C事業所に勤務した。申立期間当時は、臨時雇用者は厚生年金保険の加入対象ではなかった。しかし、28年12月及び29年1月に事業所とD組織との話合いが行われ、その後、臨時雇用者を厚生年金保険に加入させる取扱いになり、私は29年2月15日付けで厚生年金保険に加入した。」旨陳述している。

さらに、前述の元従業員のうち、別の一人は、「申立期間当時、A社B支店は、若い従業員は臨時雇いとして採用しており、申立人も私も臨時雇いだった。私は、昭和27年12月に同社B支店に入社したが、入社当初、臨時雇いの者は、厚生年金保険の加入対象としない取扱いであった。自身が厚生年金保険に加入したのは、入社してから1年から2年経過した後であり、自身の厚生年金保険の記録に誤りは無い。」旨陳述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時において、A社B支店では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させるのではなく、一部の従業員については、雇用形態により厚生年金保険に加入させない取扱いであったと考えられる。

また、前述の元従業員二人は、いずれも、「厚生年金保険に加入してから、厚生年金保険料を給与から控除されるようになった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月頃から40年1月頃までのうち約2年間
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A市B区にあったC社の工場（以下「D工場」という。）に勤務していた期間に係る加入記録が無いことが分かった。

当時は、E又はFと名乗っており、D工場へはG市にあったC社の社員寮から通っていた。

C社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社における同僚及び同社の社員寮に係る申立人の記憶並びに同社の複数の元従業員の陳述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社のD工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、H社に名称変更後、平成14年に解散している上、申立期間から当該解散までの間において、同社の代表取締役であった二人のうち、一人は既に亡くなっており、もう一人は同社の当該解散時の代表取締役であるところ、同人は、「当時の資料は無いが、Iという従業員がD工場にいた記憶は有る。しかし、その者の勤務期間、職種及び厚生年金保険の取扱いについては記憶していない。」旨陳述していることから、申立人の同社における厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

また、申立人は、「D工場では、J職としてK業務に従事していた。」旨陳述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある元従業員のうち、連絡先が判明した者に照会し、23人から回答を得られたが、このうちの1人は、「申立期間及びその前後におい

て、自分は正社員のL職として本社に勤務していた。正社員は主に管理的な業務に従事しており、厚生年金保険に加入していた。D工場の従業員は、大半が非常勤であり、正社員以外の非常勤の従業員は、雇用形態が正社員とは全く異なっていたので、厚生年金保険には加入していなかったはずである。」旨陳述している。

さらに、前述の回答が得られた23人のうち複数の元従業員が、「申立期間当時、C社では、正社員のみが厚生年金保険の加入対象者だったと思われる。」旨陳述していることから判断すると、C社では、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間前後の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。